

こどもパーク整備基本計画

令和 6年 1月

瀬戸内市

1. 業務概要

1) 業務名称

こどもパーク整備基本計画策定業務

2) 業務期間

令和5年(2023年)9月5日(火)～令和6年(2024年)1月31日(水)

3) 履行場所

瀬戸内市長船町土師 281 番 1 他

4) 対象面積

19,382.54 m²の内、本計画部分（パーク計画部分）面積 約 3,000 m²

5) 業務の目的

令和2年3月に策定された「みんなでつくる瀬戸内市のこどもひろば基本計画」及び令和5年3月に作成された「こどもパーク（ゆめトピア長船周辺）整備基本構想」（以下、基本構想と呼ぶ）に基づき、全天候型の遊び場「こどもパーク」を整備するにあたり、「子どもの視点での環境づくり」を取り入れ「赤ちゃんからお年寄りまですべての市民が外遊びを体験し、参加し、関わり、見守るまち」を実現するため、こどもパーク整備基本計画を策定することを目的とする。

2. 業務の内容

2.1 前提条件の整理

(1) 上位計画の確認

上位関連計画となる「みんなでつくる瀬戸内市のこどもひろば基本計画」「瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」「こどもパーク（ゆめトピア長船周辺）整備基本構想」令和5年3月、その他の取り組みについて以下に整理する。

■みんなでつくる瀬戸内市のこどもひろば基本計画（令和2年3月）

① 計画の位置付け

子ども・子育て支援法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）及び次世代育成支援対策推進法第8条（市町村行動計画）に基づく「こどもひろば」に特化した計画であり、地域再生法第2条（基本理念）に沿って「こどもひろば」の計画的な整備の方向性を示すものとして計画されている。

② 計画の基本理念

「外遊びを楽しむまち。瀬戸内市」

◆赤ちゃんからお年寄りまですべての市民が、外あそびを体験し、参加し、関わり、見守るまちを目指して、『外遊びを楽しむまち。瀬戸内市』を基本理念とする。

◆瀬戸内市全体が子どもの遊び場として位置づけ、海や山をはじめとする自然・歴史・文化・観光・産業・農水産物・地域の社会資源などの豊富な魅力を活かした外遊びを通じて、『こどもひろば』を推進する。

■第2期瀬戸内市子ども・子育て支援計画（令和2年3月）について

瀬戸内市子ども・子育て支援計画」は、国の「子育て安心プラン」、「新・放課後子ども総合プラン」等の計画や方針を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条の市町村計画として位置づけられている。

◆基本目標

本計画では近年の社会・経済情勢の変化や市の実情を踏まえ、次の4つの基本目標を打ち出している。

① 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することがないように、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できる環境づくりの推進。

② 子どもの健全育成のための環境づくり

子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援するため、幼児教育・学校教育の充実に図り、放課後等も子どもが安全・安心に過ごせる環境づくりの推進。

③ 仕事と子育てを両立できる環境づくり

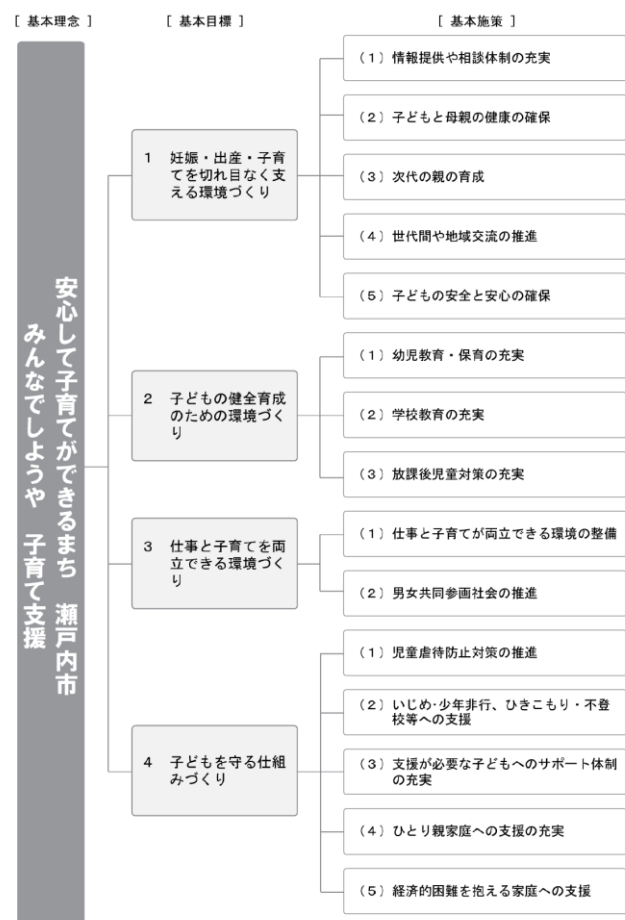
働きながらも子育てがしやすい環境づくりに向け、保育ニーズに対応した子育て支援の充実と事業者のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）の意識醸成への取り組み。

④ 子どもを守る仕組みづくり

児童虐待、いじめ、不登校、障がいなど、子どもが置かれている状況を把握、理解したうえで、それぞれに必要な支援ができる相談体制の充実。

◆施策の体系

前項の4つの基本目標に対し、15の基本施策を掲げている。



■瀬戸内市こどもひろば推進事業の確認

① 外遊びを通じた「こどもひろば」の開催目的

「みんなであつくる瀬戸内市のこどもひろば基本計画」に基づき、次の2つを目的に掲げ事業を推進する。

- 外遊びを通じた子どもの育ちや保護者の子育て支援を行う。
- 地域住民の参加により子育てに対する機運の醸成を図る。

② 移動遊び場プレーカーの導入・運行

移動遊び場プレーカー（以下：プレーカー）は、「遊び場がない」という子育て世代の声に応え、市内どこでも安心して自由に遊べる場や機会をつくる「瀬戸内市こどもひろば推進事業」の取り組みのひとつとして、令和2年9月より運行をスタートした。プレーカーは、遊びの道具や材料を載せて市内を巡回し、安心して自由に遊ぶことができる「どこでもこどもひろば」を提供している。



(2) 屋外・建築関連法規制状況について

瀬戸内市は全域都市計画区域外であり、都市計画法に基づく区域、地域及び地区の指定は無い。都市計画法は原則として都市計画区域に適用され、都市計画区域内の市街化調整区域の場合には建物の建築などには都道府県知事の許可を得なければならない。一方、都市計画法の適用されない都市計画区域外であれば建物の建築は可能である。

都市計画区域外に建物を建築するにあたり、下記の条件があり建築基準法により確認申請が必要となる。（建築基準法：第六条）

- ① 映画館や病院、学校、カフェ、倉庫などの建築物（特殊建築物）で、その用途の床面積の合計が 100 m²を超えるもの。
- ② 木造で3階建て以上の建築物または、延べ面積が 500 m²、高さが 13m 若しくは軒の高さが 9m を超えるもの。
- ③ 木造以外で2階建て以上の建築物、または延べ面積が 200 m²を超えるもの。
- ④ 上記の建築物を除き、都市計画区域・準都市計画区域・準景観地区内または都道府県知事が指定する区域内における建築物。

(3) 長船地区周辺整備の状況

本市では、効率的な行政経営のため、「施設から機能への転換」をコンセプトに庁舎再編計画を掲げ、効率性、実効性、経済性の観点から、ゆめトピア長船周辺の整備など公共施設再編が実施されている。

現在は、長船支所及び長船分駐所の新築が実現し、また本庁西庁舎を改修し、福祉部及びこども・健康部の移転も完了している。今後は、ゆめトピア長船に市民ホール、公民館及び図書館を移転する計画となっている。当業務はこの再編計画の一環として計画するものである。



2023年9月撮影現況写真

2-2. 整備コンセプトの整理

こどもパークに関係する下記の上位計画でまとめられているコンセプトならびに基本方針を踏襲した「こどもパーク整備基本計画」を策定する。

1. 「みんなでつくる瀬戸内市のこどもひろば計画」（令和2年3月策定）
2. 「こどもパーク（ゆめトピア長船周辺）整備基本構想」（令和5年3月策定）

こどもパーク（ゆめトピア長船周辺） コンセプト

環境づくりとともに「コミュニティビルド」でみんながつながる

「あんしん・あったか・よくあそぶ」環境づくり

多様な人々が関わり合いながら
市全体で子どもを見守り、育む
自由なあそび場・子育て支援拠点を目指します。

あんしん
あったか
よくあそぶ



▶「こどもパーク」と一緒に、「新たな地域の輪」も築いていく

2-3. 基本方針の整理

当基本計画の基本方針は、先の「こどもパーク整備基本構想」の基本方針を踏襲する。

こどもパーク（ゆめトピア長船周辺） 基本方針

1 子どもの能動的なあそびを支え、
こころ・頭・からだを育む環境

(1) 成長・発達段階 に応じたあそび

- ◆子どもの年齢や発達・成長段階、特性ごとに合わせて多様な選択肢の中からあそびを選べる環境をつくる。
- ▶楽しみ方が変化していくため、継続的な利用 に繋がる。

(2) 「ハンドメイド」な整備

- ◆全てを整備せず、子どもや市民が自由な発想で作り変えられる 場所を残す。
- ▶市民の手によって変化し続ける あそび場

(3) 屋内・屋外どちらも 利用可能

- ◆雨天や猛暑など、天候に左右されず、自由に 遊べる環境を創出する。
- ▶あそびを より日常的に、気軽なものに していく

2 「市民」の手でつくり、つなげる
子どもたちのあそび環境

(1) 地域の資源・人材の活用

- ◆「こどもひろば」の活動を通じて構築された 地域のネットワーク を活かす。
- ◆あそびを通じて 市民の活躍の場 をつくる。

(2) 「第3の成長の場」を目指す

- ◆家族・学校の外で出会う 地域の大人との関わり を創出
- ◆地域全体で子育て をする社会の実現

(3) 「オーナーシップ」を育む 市民参画 の機会

- ◆市と市民が中心 となってあそび場の 運営を継続 していく仕組みとして、整備段階で関わる機会 を設ける。
- 市民参画の機会を調整する コーディネーター を配置。

前提として…「インクルーシブ」な環境づくり

幅広い層の意見 を取り入れる

- ◆環境整備の際に見落とされがちな 子どもやハンディキャップを持つ人、関係者 にも焦点を当て、放課後デイサービス等での意見交換を実施。地域に広く開かれた環境をつくる。

配慮のバランス

- ◆ハンディキャップを持つ人も含め、すべての利用者が 自然と自分らしく楽しめる 環境を目指し、特別視されるような偏った配慮にならないよう検討を進める。

誰もが関われる 場所である

- ◆あそび場に加えて、DIY やスポーツ、体操、ワークショップなど多様なアクティビティが楽しめる場をつくる。世代を問わず 一緒に遊ぶ、教える・教わるなど 子どもを中心に、あそびをきっかけに、この場所ならではの 出会い・体験を創出する場を目指す。

自分の責任で自由に遊ぶ

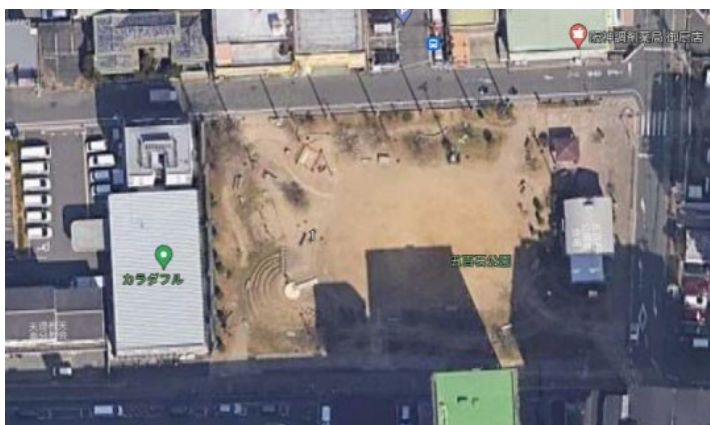
- ◆商業施設や一般の公園と違い、さまざまな活動・あそびが 自由に展開できる 場である。そのため利用者には、自発的なアクションや他者への配慮、安全管理 などが求められる。



2-4. 各施設の機能・規模の想定

(1) 事例調査

参考事例-1 五百石公園（大阪府東大阪市：街区公園 3,200 m²）



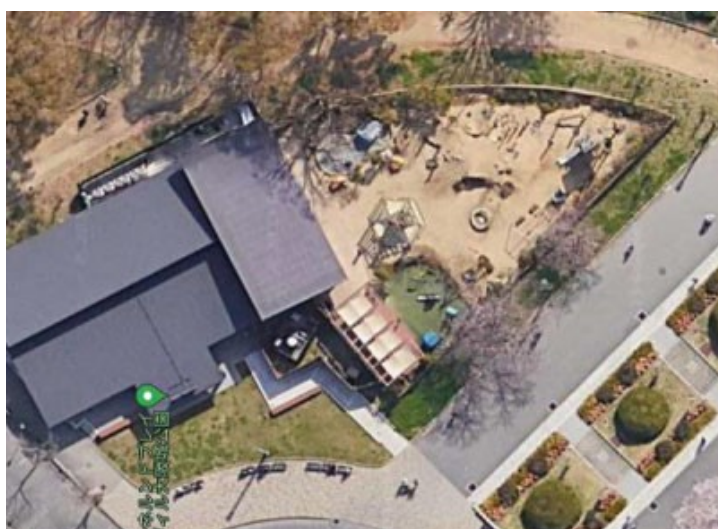
Google Map より

参考事例-2 もず公園（大阪府茨木市彩都：街区公園 2,600 m²）



Google Map より

参考事例-3 プレイヴィル大阪城公園（大阪城公園内：屋外 530 m²、屋内 717 m²/パークマネジメント）



⇨PV 大阪城公園

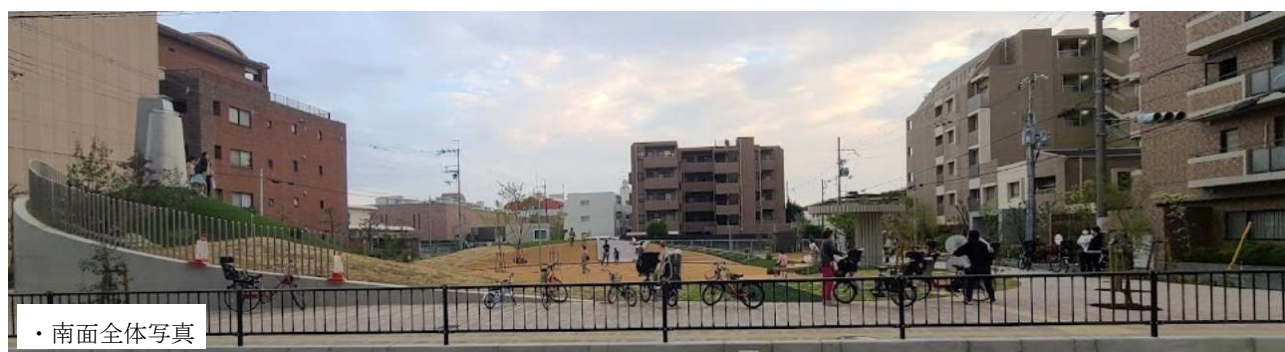


⇨PV 天王寺公園

Googl Map、HP より

注) 30分/子ども 800円、おとな 600円 +10分ごと/子どものみ+200円

参考事例-4 満寿美公園（大阪府池田市：街区公園 1,850 m²）都市公園（街区公園）

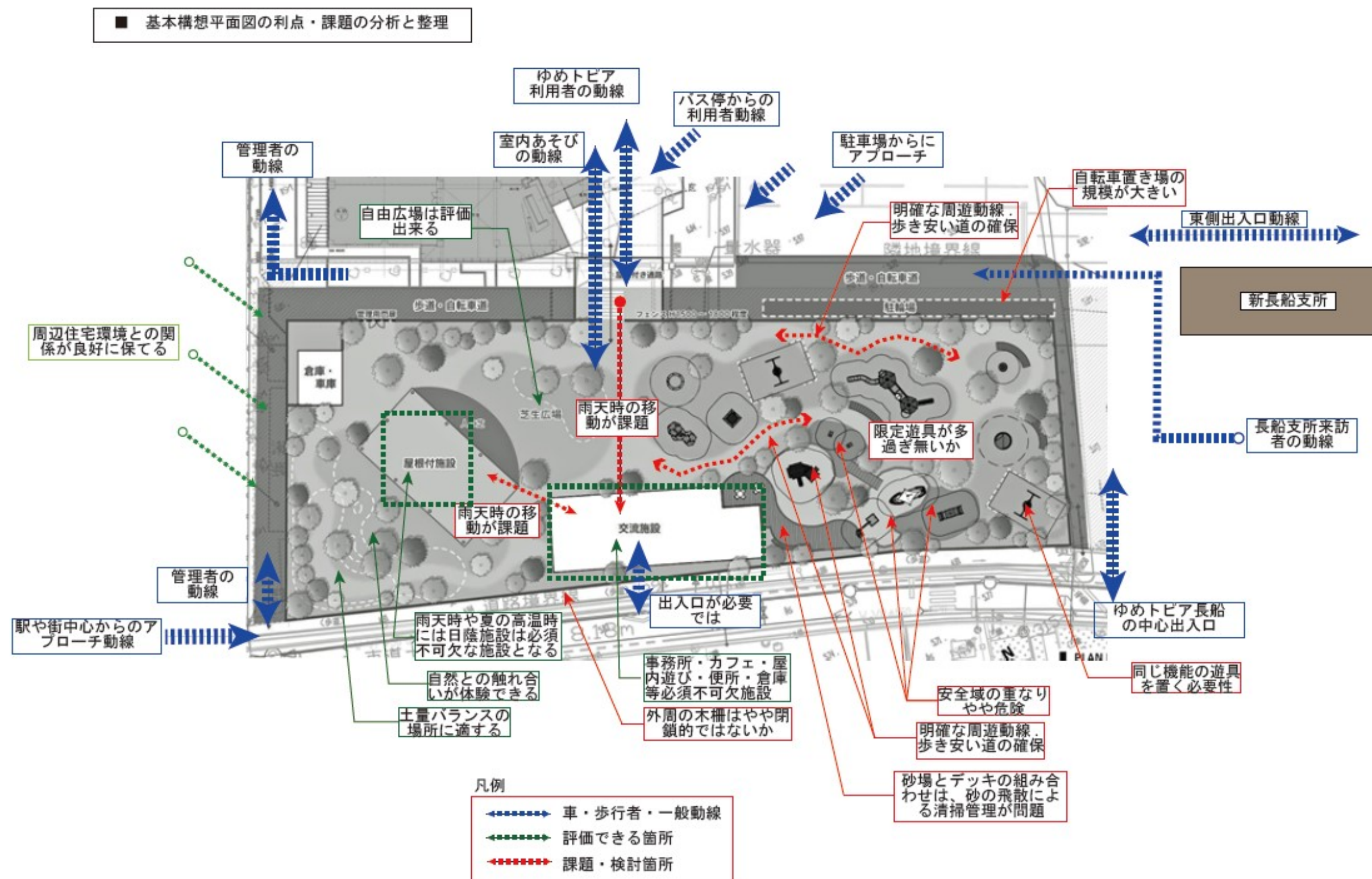


Googl Map より



(2) 動線の分析と基本構想案の確認

「こどもパーク（ゆめトピア長船周辺）整備基本構想」（令和５年３月策定）に対する評価と課題について以下の図中にまとめる。



(3) 都市公園とこどもパークとの比較

計画対象地の面積は、約 2,700 m²で都市公園としては街区公園の規模に相当する。
また、都市公園の中の街区公園は、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で 1 か所当たり面積 0.25ha を標準として配置されている。

一方、当「こどもパーク」は先の位置づけでも述べられているように、都市公園ではなく、子ども・子育て支援法を抛り所となす「子ども・子育て支援に特化した遊び場」であることを十分認識して、計画する必要がある。

(4) インクルーシブなひろばづくりの視点

基本構想案では、子どもが利用する遊具が東側のエリアに集中的に配置されているが、基本構想で謳われている「インクルーシブ」な環境づくりには、子どもに限らず大人やお年寄りも同じ空間を体験することが大切な視点でありであり、障がいのある子どもや定型発達の子どもの地域住民や高齢者が、「お互いが尊重し合っていく方法について、体験を通して考えることが出来るひろば」が求められていると考える。

■補足資料（インクルーシブひろばの条件）

- ・ 誰もがアクセスしやすい
- ・ 遊具は、わかりやすく、使いやすく、交流しやすいデザイン
- ・ ユニバーサルなデザイン（能力に関係なく、すべての利用者を歓迎する。）
- ・ あそび場のどこでも遊べる 360 度のデザイン
- ・ 遊びを通して、小さいうちからこういう子が地域にいるということを知ってもらう。
- ・ 障がいのある子どもと定型発達の子どもの地域住民や高齢者が、「お互いが尊重し合っていく方法について体験を通して考えるひろば」がインクルーシブひろばと定義できる。
- ・ インクルーシブな「こどもひろば」とは、移動する、留まる、遊ぶ等を繰り返す空間を作ること。



”ボーネルンド”ホームページより引用

空間を細分化し、ゾーニングすることがインクルーシブの弊害になるのではという考え方もある。また、幅広い世代が利用する広場とするために子どもの遊具やフィットネス、広場などが繋がって存在するようなプランが理想とも思われる。

そこで、子どものための魅力的な遊具を的確にかつ魅力的に配置し、誰もが交流できる環境を提供する案を提案する。また、障がいのあるなしだけでなく幅広い世代の人が交流しやすい環境を作るために、明確な動線を計画し（最低幅員 2.0：車椅子がすれ違える幅）、動線に沿って各種の遊具など配置し、その内側にはいつでも待避・休憩できる芝生広場を用意する必要があると考えた。

(5) 車いす駐車場を利用する方の利便性を考えたアプローチの視点

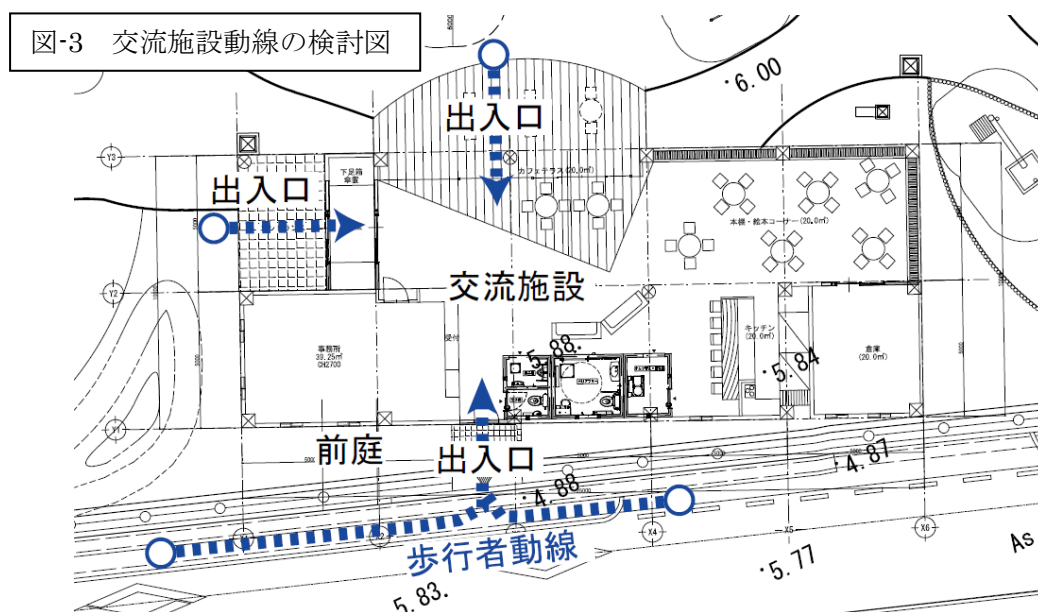
当ゆめトピア長船の駐車場台数は全体で最大 340 台程度（別紙駐車場台数検討図参照）は確保できる見込みである。優先駐車場の配置は、ゆめトピア長船とこどもパークの間に配置し主要建築物の直近に配置することで利便性を高めた。その台数は移動円滑化法によると、100 台以上は+2 となることから $350/100+2=6$ 台となる。



(6) 歩行者の利便性を考えた動線計画の視点

基本構想案では、出入り口を北側ゆめトピア長船側のみに計画されていたが、JR 長船駅方面からの歩行者動線も予測され、南側にも出入り口を設け、利用者の利便性を高め、誰もが利用しやすい「こどもパーク」になるような計画案を提案する。

南側市道からのアプローチは、一度、交流施設内の出入口を経てひろば内に入る計画とし、交流施設の配置を少し移動させた。さらに交流施設内の（カフェ）から楽しむ庭空間を交流施設と歩道の間に設ける計画とする。また、見るだけの庭ではなく植物の好きな地元の方たちが参加出来る庭空間となることも最終的な目標と考えている。



(7) 利用しやすい屋根付き施設の視点

基本構想案では、屋根付施設を 200 m²と設定されているが、平面図では屋根の掛かる部分は約 10m×17m (170 m²) となっている。また、平面図では四周 10 本の柱で支える構造になっているが、現実的には四周の内側にも柱を設ける必要があると思われる。柱を抜くと費用も嵩むことから、全天候型のひろばの利用形態にも制約が生じるため、円形（半径 8m）のトラス構造で屋根を支えた屋根付施設を提案する。施設は円形であるため方向性には制約がなく多様な利用形態に対応可能と思われる。



室内に柱が無い円形施設
MakMax の HP より

また、屋根付き施設と交流施設をつなぐ屋根のある渡り廊下や交流施設からゆめトピア長船間にも雨の日でも利用しやすくするために渡り廊下があれば利便性が増すと思われる。費用的に可能なら今後検討したい。

(8) 透過性の高い外周柵の視点

基本構想案では、周囲を木製フェンス（H1500～1800）で囲う計画となっているが、H1500 でも囲い込まれた印象を強く受けるため、高さは H1200 以下でフェンスではなく侵入防止柵などの透過性の高い柵で、外からも中からも地域と繋がっている「こどもパーク」を提案したい。

(9) 自然度の高い植栽計画の視点

計画地を含む街の中心市街地の周りには低山がいくつもあって、自然環境の豊かな地域であるため、このひろばにも周辺の野鳥などが一休みできるような植栽計画を提案する。

樹木は適当な木陰を供給してくれるため、ベンチなどの休憩施設には必要不可欠なアイテムである。また、どんぐりの実や紅葉・黄葉した葉っぱは子どもたちの遊び道具や学習教材にも貢献したい。

(10) こどもパークの運営の視点

基本構想では、こどもパークの有料化・無料化についてアンケートなども含め検討されているが、現在結論には至っていない。今後の方針決定を待つ。

しかし、有料化された施設というのは、だれでもが自由に好きな時間に利用出来る施設（こどもパーク）ではなくなるため、基本構想でまとめられた「あんしん・あったか・よくあそぶ」のコンセプトには、ややそぐわないのではと考える。

事例調査であげている「プレイヴィル大阪城公園・天王寺公園」などの有料施設は大阪市の無料で開放されている大きな公園の一角に設けられた施設であるため、公園の機能を補完し合って成立しているのであって、約 2,700 m²程度の規模でこどもパーク全体を有料化にしてしまうことによる弊害（利用制限などの不便さ）のほうが強いように評価できる。

(11) こどもパークの運営と夏期の暑さ対策の視点

開園時間は 9 時から 17 時までが通常の運営時間ではあるが、利用時間の見直しを図り、夏の暑い日の早朝利用や、涼しい夜間利用も検討するに値すると思われる。管理体制の再編や夜間照明等のインフラ整備も重要な課題となるが、夕方以降の涼しくなった時間帯の利用も可能となれば、利用者にも喜ばれることと思う。

2-5. 施設配置計画の検討

(1) ゆめトピア長船全体の駐車場、出入口、大型バス軌跡検討

施設計画に先立ち、ゆめトピア長船の駐車場、進入路、大型バスの進入について以下に検討する。

- ① ゆめトピア長船の普通車が最大設置できる駐車台数は 340 台となり、優先駐車場は設置基準から 6 台となる。
レイアウトは以下の図面-4 に示す。なお、駐車場の中央に歩行者用動線を確保することとする。
- ② 場内の出入口は現況で、東側、南側に各 1 箇所ずつ存在するが、イベント開催時の退出時において最大 340 台が一斉に退出すると想定すると相当の混雑が予測される。
そこで、今回の整備において南側の出入口で、出口車線を 2 か所設置することで、利便性を高めた。
図-5 参照
- ③ 大型バスの進入が可能か軌跡図を作成し検討したところ、西側から進入したと想定しても、反対側車線にはみ出し、場内の駐車場付近においても、反対車線を利用して回転することがわかった。
今後大型バスの進入に際しては管理面や運用面において、通行規制等で誘導対応することが条件となる。
図-6 参照

図-4 全体駐車場配置図



図-5 出入口の検討図

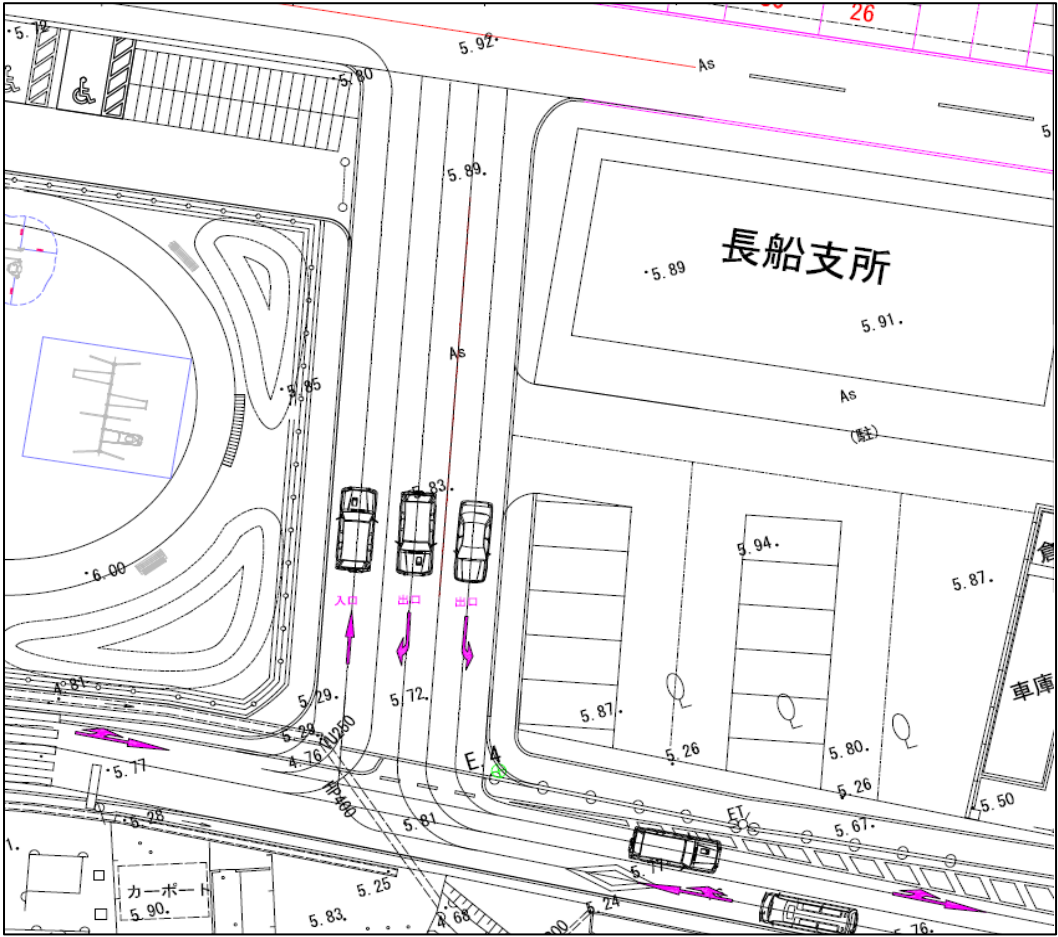
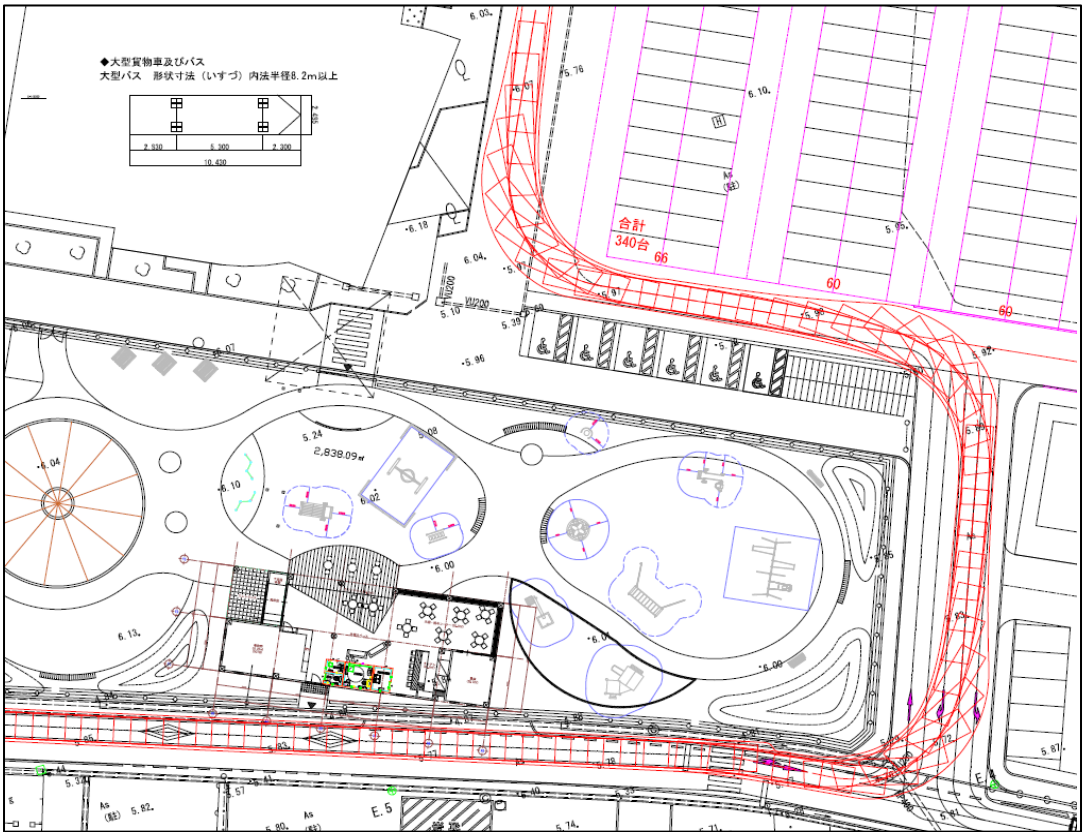
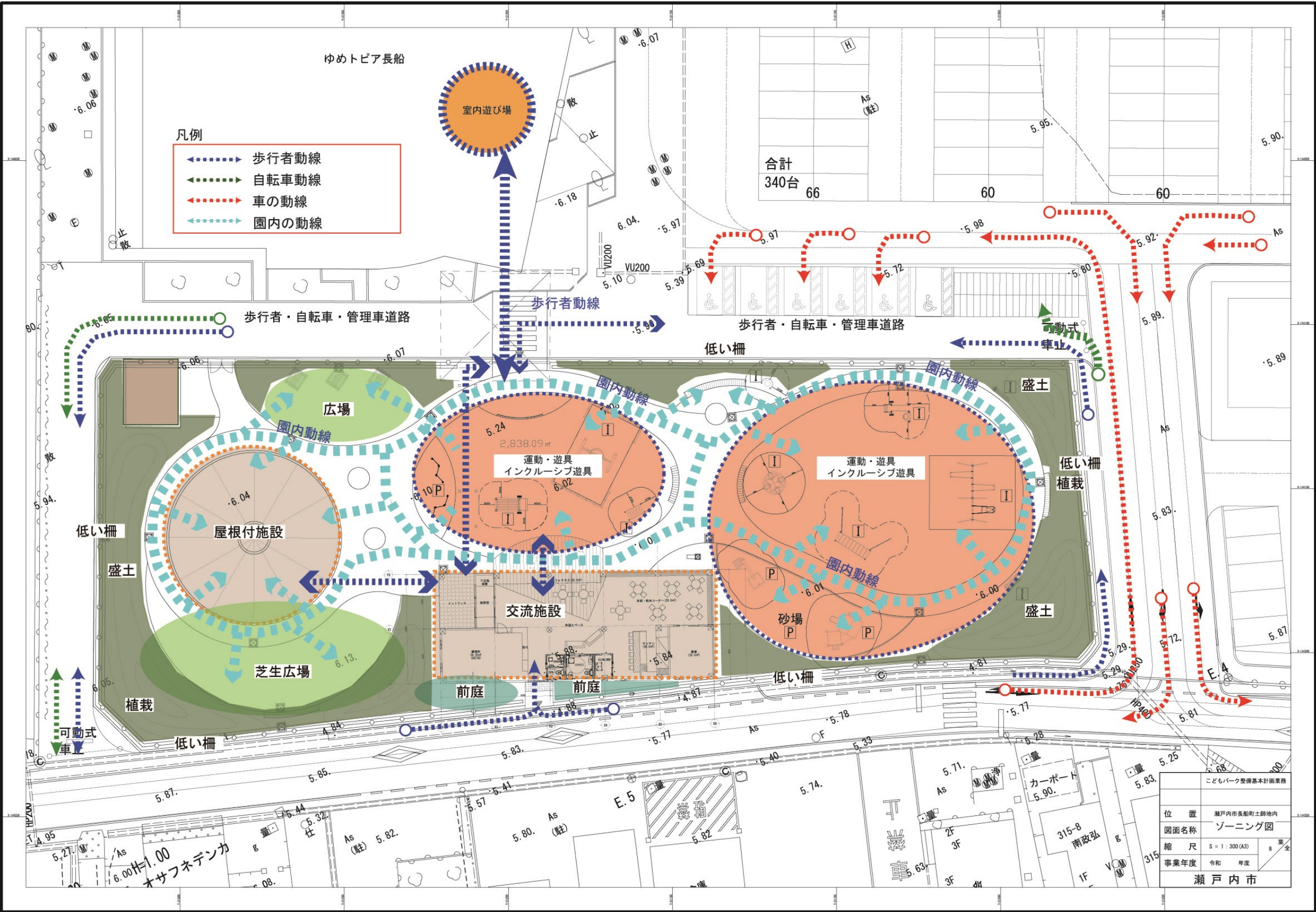


図-6 大型バス軌跡図



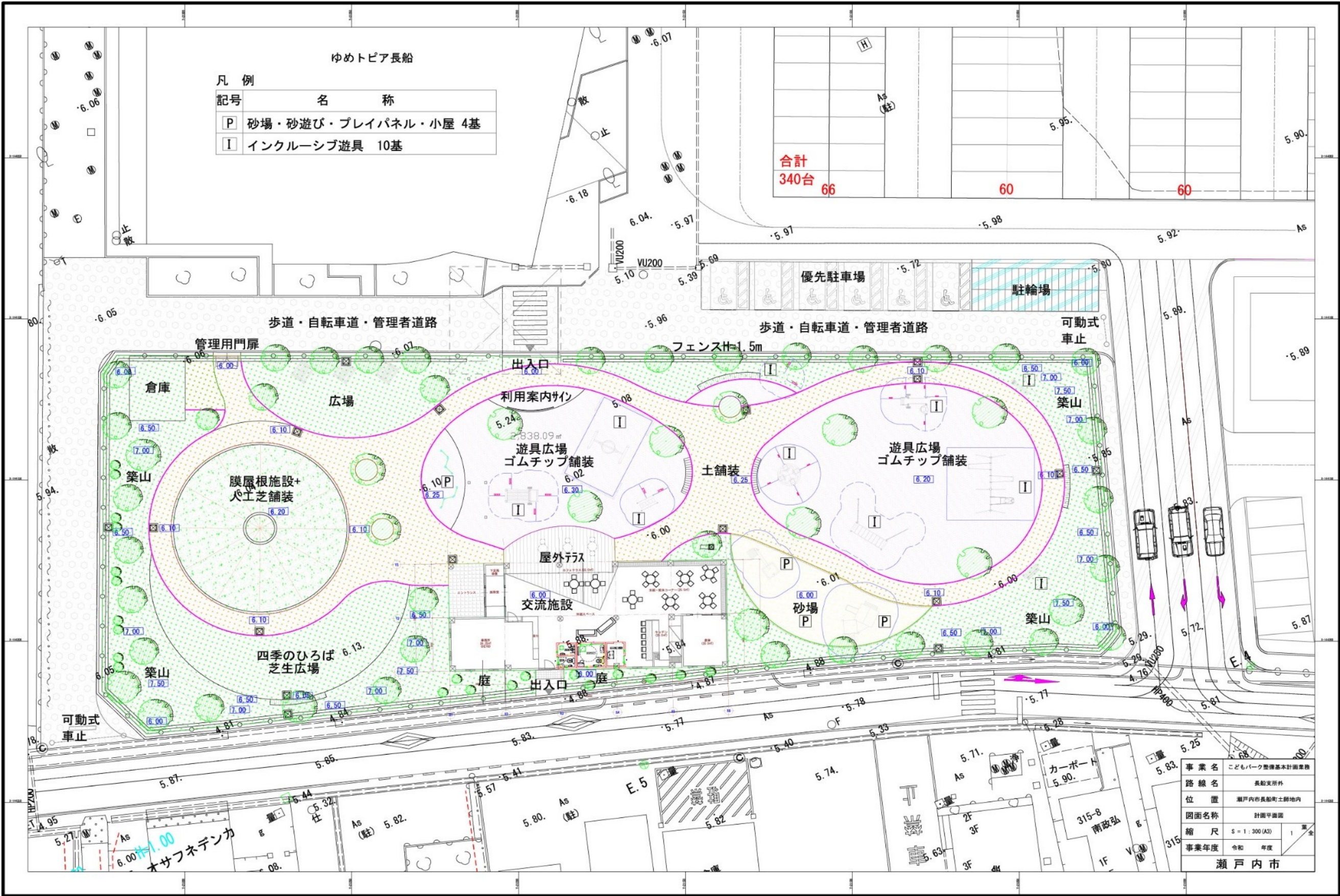
(2) 基本計画・動線計画・及びゾーニング案の検討

ゾーニング案については、協議の結果、「こどもパーク（ゆめトピア長船周辺）整備基本構想」（令和5年3月策定）に準拠する方針とし、大きな変更は行わないこととする。
なお、以下に歩行者動線、自転車動線、車の動線、園内利用動線を想定し計画した。また、基本構想との変更点は、交流施設の出入口を南側に1か所設けた点、優先駐車場の配置及び駐輪場の配置を北側に移動させ利便性を高めた点である。動線図を以下に示す。



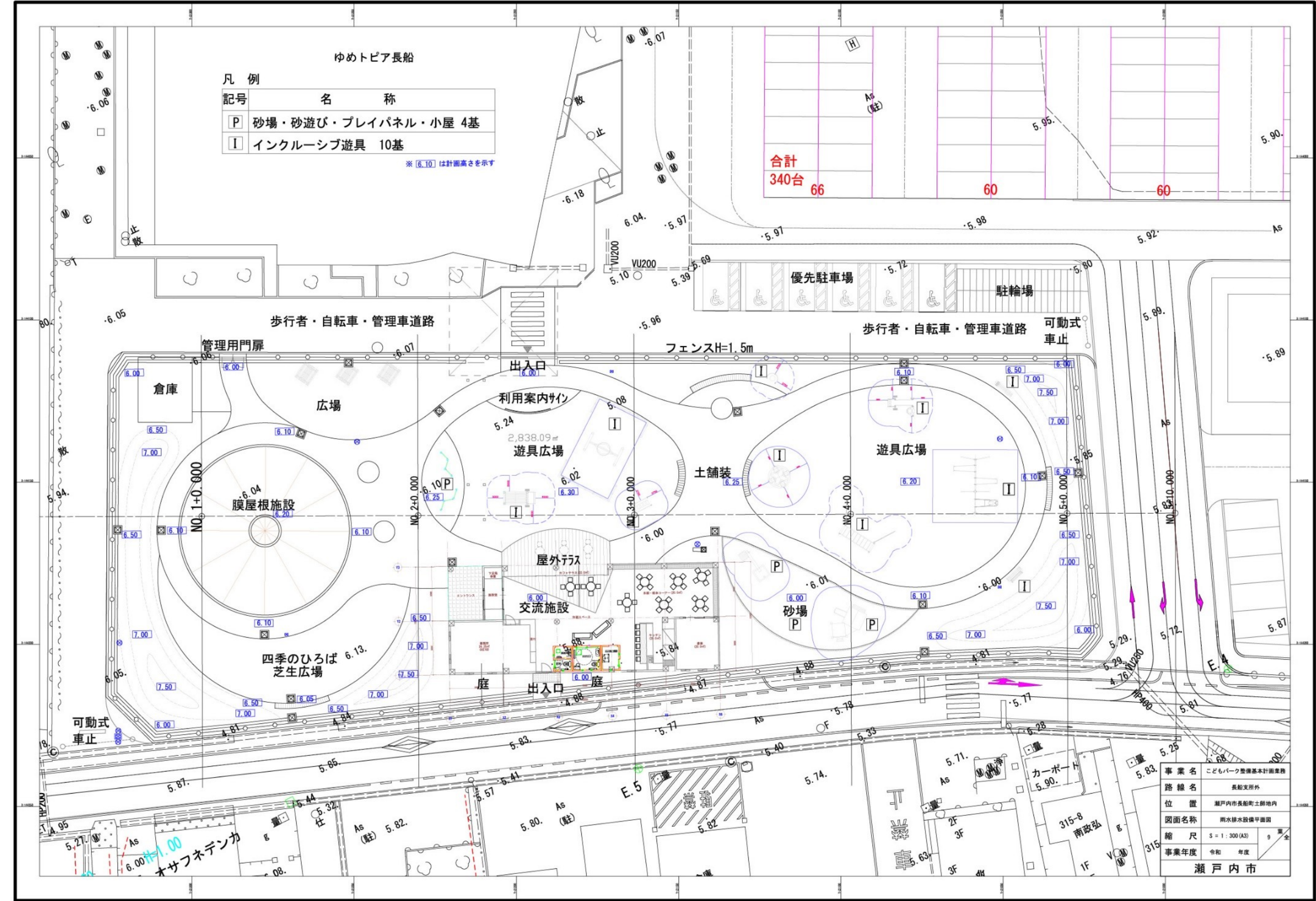
(3) 基本計画平面図（案）の検討
マスタープラン図を以下に示す。

構想案からの変更点は、こどもパーク内の園内動線を明確に通路として確立させ周遊性を高めると共に、周辺に遊具を配置し安全に遊べる場とした。
また、屋根付き施設を長方形から円形に変更することで、構造柱を無くし、オープンスペースを確保することで活動面積を広げた点にある。

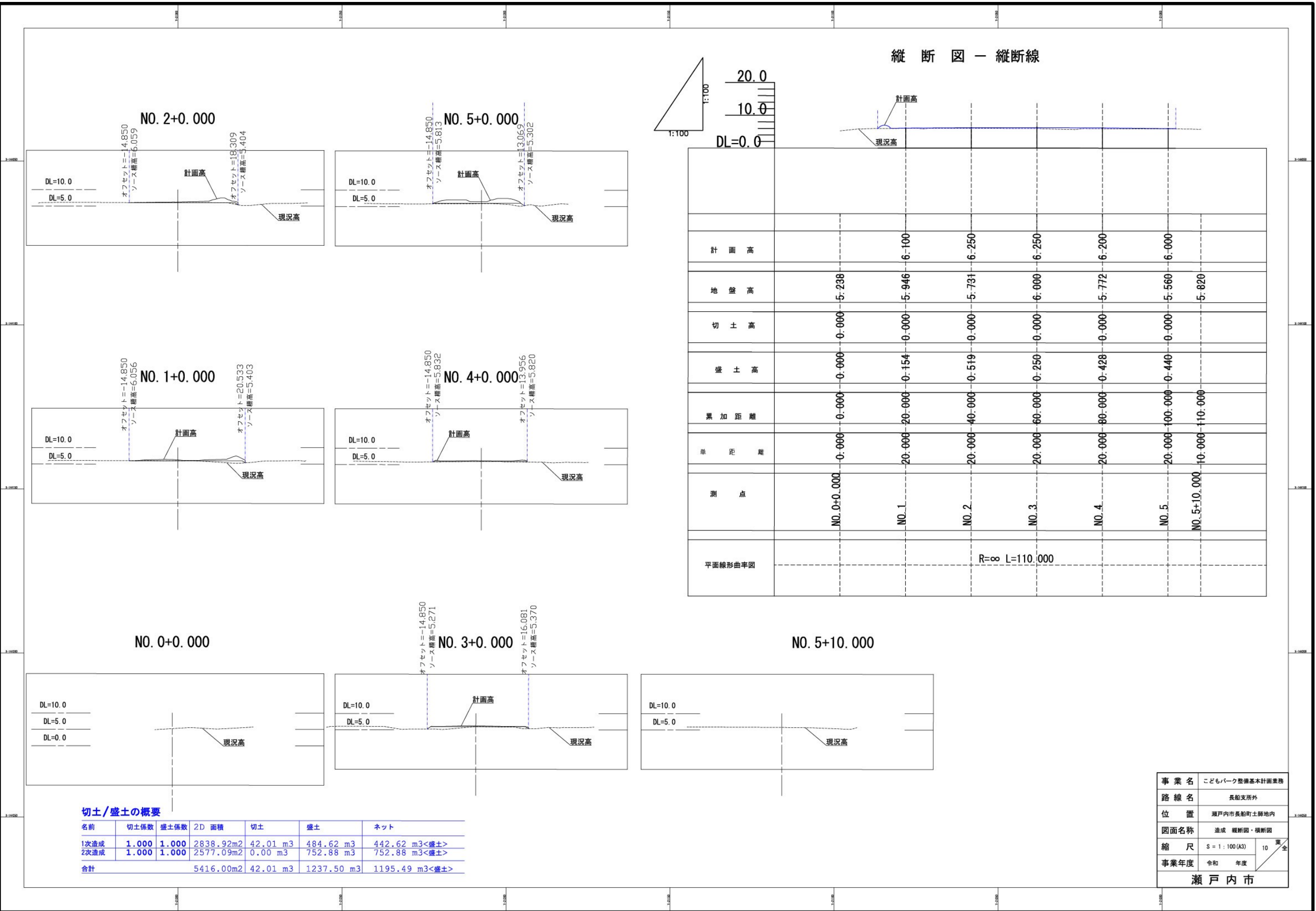


2-6. 造成計画・残土処分の検討

既往の現況測量図を基に、現況地盤から、計画地盤を想定し、縦横断図を作成した。現況の土地利用は駐車場であることから、アスファルト舗装が敷設され、表層＝5cmは撤去される。
1次造成で計画高＝6.00と想定し、土量を算出した結果、盛土＝284.6 m³、切土＝42.0 m³となった。ここから2次造成地盤を作成し、総計土量は切土0.0 m³、盛り土787.5 m³（構造物残土考慮）となった。当初想定された、残土処分の発生はない。



■造成縦横断面図

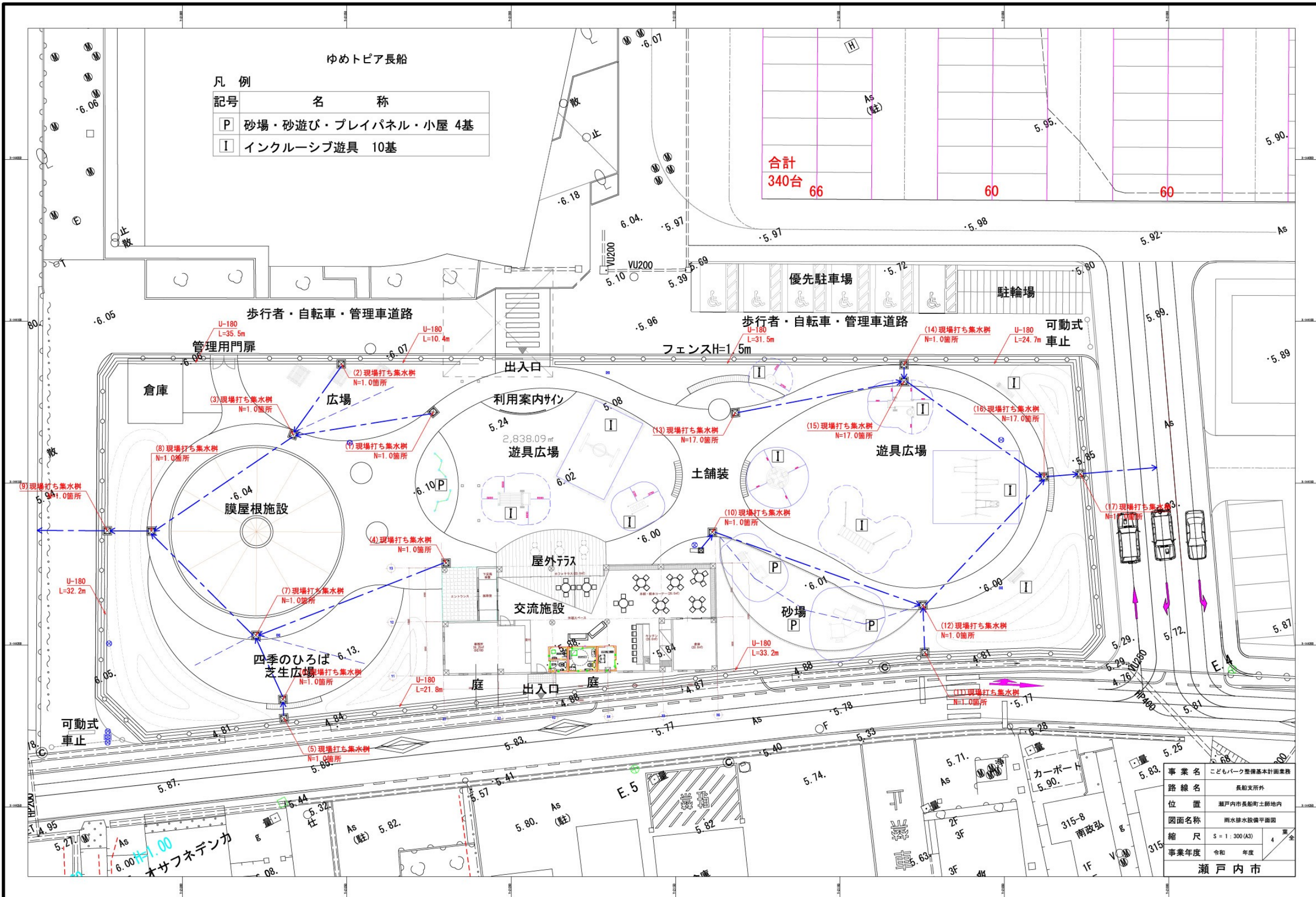


2-7. 排水計画の検討

場内の雨水流域は、当敷地を東西 2 流域に分割し、排水する方針とする。

既存排水系統が既往資料では不明確ではあるが、流域面積が夫々1,500 m²程度であればΦ200の管径で排水可能と想定される。よってVU管Φ200で既存管に接続する方針とした。

こどもパークの内の排水は園路沿いに集水桝を適宜配置し、点集水とする。また、砂場や芝生広場は暗渠管を敷設し、排水性を高める方針とする。



■ 交流施設（建築計画案）

